

令和6年第1回南幌町議会定例会議事日程

令和6年3月6日（水）

午前9時30分開議

日程番号	事件番号	事件名	結果
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		諸般報告	
		1 会務報告	
		2 町長一般行政報告	
4		令和6年度町政執行方針	
5		令和6年度教育行政執行方針	
6	議案第4号	令和5年度南幌町一般会計補正予算（第9号）	
7	議案第5号	令和5年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
8	議案第6号	令和5年度南幌町病院事業会計補正予算（第2号）	
9	議案第7号	令和5年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	
10	議案第8号	令和5年度南幌町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	
11	議案第9号	令和5年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第4号）	
12	議案第10号	令和5年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
13	議案第11号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
14	議案第12号	南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
15	議案第13号	南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	
16	議案第14号	南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例制定について	
17	議案第15号	南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について	
18	議案第16号	令和6年度南幌町一般会計予算	

日程番号	事件番号	事件名	結果
19	議案第17号	令和6年度南幌町国民健康保険特別会計予算	
20	議案第18号	令和6年度南幌町病院事業会計予算	
21	議案第19号	令和6年度南幌町介護保険特別会計予算	
22	議案第20号	令和6年度南幌町後期高齢者医療特別会計予算	
23	議案第21号	令和6年度南幌町下水道事業会計予算	
24		一般質問	
25	議案第22号	南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	
26	議案第23号	南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	
27	議案第24号	南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
28	議案第25号	南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
29	議案第26号	南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
30	議案第27号	南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について	
31	発議第1号	議員の派遣承認について	
32	発議第2号	議員の派遣承認について	
33	発議第3号	議員の派遣承認について	
34	発議第4号	総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について	

諸般報告 1

会 務 報 告

月 日	内 容
2月16日	道央廃棄物処理組合議会定例会が千歳市で開催され、関係議員出席した。
18日	南幌町喜楽会創立60周年記念式典に議長出席した。
21日	第2回議会臨時会を開催した。
同日	全員協議会を開催した。
同日	南幌町議会まちづくり特別委員会を開催した。
22日	南空知葬斎組合議会定例会が由仁町で開催され、関係議員出席した。
23日	議会報告懇談会を開催した。
26日	南空知消防組合議会定例会が栗山町で開催され、関係議員出席した。
同日	南空知ふるさと市町村圏組合議会定例会が岩見沢市で開催され、議長出席した。
27日	石狩東部広域水道企業団議会定例会が恵庭市で開催され、議長出席した。
同日	長幌上水道企業団議会定例会が本町で開催され、関係議員出席した。
28日	議会運営委員会を開催した。
同日	南空知公衆衛生組合議会定例会が長沼町で開催され、関係議員出席した。

議案第11号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

職員の給与に関する条例（昭和27年南幌町条例第1号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和27年南幌町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「病院等」を「病院」に改める。

別表第6中「

1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 主査の職務 2 主任の職務
4級	特に困難な業務を処理する主査の職務
5級	1 本庁の会計管理者、課長、参事、室長及びセンター長並びに教育委員会の課長、参事、給食センター長及びスポーツセンター館長、議会事務局長及び農業委員会事務局長並びに町立病院事務長の職務 2 本庁の主幹並びに教育委員会の主幹及び農業委員会事務局の主幹並びに町立病院の主幹の職務

」を「

1級	1 定型的な業務を行う職務 2 栄養管理業務を行う本庁の栄養士の職務
2級	1 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 2 相当困難な栄養管理業務を行う本庁の栄養士の職務
3級	1 係長、主査の職務 2 主任の職務
4級	特に困難な業務を処理する係長、主査の職務

5 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 本庁の会計管理者、課長、参事、室長及びセンター長並びに教育委員会の課長、参事、給食センター長及びスポーツセンター館長、議会事務局長及び農業委員会事務局長並びに町立病院事務長の職務 2 本庁の課長補佐、主幹並びに教育委員会の課長補佐、主幹及び農業委員会事務局の次長並びに町立病院の事務次長の職務
-----	---

」に改める。

別表第 8 中「

1 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 栄養管理業務を行う栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務 4 理学療法業務を行う理学療法士又は作業療法業務を行う作業療法士の職務
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 調剤業務を行う薬剤師の職務 2 相当困難な栄養管理業務を行う栄養士の職務 3 相当困難な業務を行う診療放射線技師の職務 4 相当困難な臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務 5 相当困難な理学療法業務を行う理学療法士又は相当困難な作業療法業務を行う作業療法士の職務
3 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 調剤業務を行う薬局部門の主任の職務 2 栄養管理部門の主任の職務 3 放射線部門の主任の職務 4 臨床検査部門の主任の職務 5 理学療法部門又は作業療法部門の主任の職務 6 調剤業務を行う薬局部門の主任補佐の職務 7 困難な調剤業務を行う薬剤師の職務 8 困難な栄養管理業務を行う栄養士の職務 9 困難な放射線業務を行う診療放射線技師の職務 10 困難な臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務 11 困難な理学療法業務を行う理学療法士又は作業療法業務を行う作業療法士の職務

4 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 困難な調剤業務を行う薬局部門の主任の職務 2 困難な業務を行う栄養管理部門の主任の職務 3 困難な業務を行う放射線部門の主任の職務 4 困難な業務を行う臨床検査部門の主任の職務 5 困難な業務を行う理学療法部門又は作業療法部門の主任の職務 6 困難な臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務
5 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 相当困難な調剤業務を行う薬局部門の主任の職務 2 相当困難な業務を行う栄養管理部門の主任の職務 3 相当困難な業務を行う放射線部門の主任の職務 4 相当困難な業務を行う臨床検査部門の主任の職務 5 相当困難な業務を行う理学療法部門又は作業療法部門の主任の職務

」を「

1 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 栄養管理業務を行う町立病院の栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務 4 理学療法業務を行う理学療法士又は作業療法業務を行う作業療法士の職務
2 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 調剤業務を行う薬剤師の職務 2 相当困難な栄養管理業務を行う町立病院の栄養士の職務 3 相当困難な業務を行う診療放射線技師の職務 4 相当困難な臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務 5 相当困難な理学療法業務を行う理学療法士又は相当困難な作業療法業務を行う作業療法士の職務
3 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 調剤業務を行う薬局の主任の職務 2 栄養科の主任の職務 3 放射線科の主任の職務 4 検査科の主任の職務 5 リハビリテーション科の主任の職務 6 調剤業務を行う薬局の主任補佐の職務 7 困難な調剤業務を行う薬剤師の職務 8 困難な栄養管理業務を行う町立病院の栄養士の職務

	<ul style="list-style-type: none"> 9 困難な放射線業務を行う診療放射線技師の職務 10 困難な臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務 11 困難な理学療法業務を行う理学療法士又は作業療法業務を行う作業療法士の職務
4 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 困難な調剤業務を行う薬局の主任の職務 2 困難な業務を行う栄養科の主任の職務 3 困難な業務を行う放射線科の主任の職務 4 困難な業務を行う検査科の主任の職務 5 困難な業務を行うリハビリテーション科の主任の職務 6 困難な臨床検査業務を行う臨床検査技師の職務
5 級	<ul style="list-style-type: none"> 1 相当困難な調剤業務を行う薬局の主任の職務 2 相当困難な業務を行う栄養科の主任の職務 3 相当困難な業務を行う放射線科の主任の職務 4 相当困難な業務を行う検査科の主任の職務 5 相当困難な業務を行うリハビリテーション科の主任の職務

」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

係制の導入に伴う職務の名称変更及び給料表等級別基準を見直すため、本案を提案するものである。

議案第12号

南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年南幌町条例第16号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例（令和元年南幌町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第4条第2項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第14条の2 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に勤勉手当を支給する。

2 勤勉手当の支給は、6か月以上の任用期間をもって任用された第1号会計年度任用職員、又は6か月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内で町長に再度任用されることによりその任用期間が合計6か月以上となる第1号会計年度任用職員とする。

3 勤勉手当の額は、報酬の月額（日額又は時間額によって報酬を支給する場合には、規則で定める方法により月額に換算した額）に規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額は、勤勉手当の支給を受ける当該第1号会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75を乗じて得た額を超えてはならない。

4 勤勉手当の不支給及び一時差し止めは、職員の例による。

5 前3項に定めるもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第16条及び第17条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則
（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 2 職員の育児休業に関する条例（平成4年南幌町条例第9号）の一部を次のように改正する。
第7条第2項中「会計年度任用職員を除く。」を「会計年度任用職員を含む。」に改める。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、第1号会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、本案を提案するものである。

議案第13号

南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例制定について

南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年南幌町条例第
17号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例

南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年南幌町条例第
17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第17条の2 6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞ
れ在職する第2号会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の
規則で定める日に勤勉手当を支給する。

2 勤勉手当の支給は、6か月以上の任用期間をもって任用された第2号会計
年度任用職員、又は6か月未満の任用期間をもって任用され、1会計年度内
で町長に再度任用されることによりその任用期間が合計6か月以上となる第
2号会計年度任用職員とする。

3 勤勉手当の支給、不支給及び一時差し止めは、職員の例による。

別表中「

一般事 務職	行政職 給料表 (一)	1級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 知識又は経験を必要とする業務を行う職務
福祉専 門職			
教育専 門職			

」を「

一般事 務職	行政職 給料表 (一)	1級	1 定型的又は補助的な業務を行う職務 2 知識又は経験を必要とする業務を行う職務 3 栄養管理業務を行う本庁の栄養士の職務
福祉専 門職			

教育専門職			
-------	--	--	--

」に、「栄養士」を「町立病院の栄養士」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、第2号会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、給料表等級別基準を見直すため、本案を提案するものである。

議案第14号

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例
制定について

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例（平成25年南幌町条例第6号）
の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例の一部を改正する条例

南幌町高等学校等通学費補助に関する条例（平成25年南幌町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成18年南幌町条例第30号）」を「南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（令和5年南幌町条例第25号）」に改める。

第3条第1項本文中「購入費」を「購入費等」に改め、同項中「2分の1」を「2分の1相当」に改め、同項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

補助基準等を見直すため、本案を提案するものである。

議案第15号

南幌町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

南幌町介護保険条例（平成12年南幌町条例第21号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町介護保険条例の一部を改正する条例

南幌町介護保険条例（平成12年南幌町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同項第1号中「33,300円」を「30,300円」に改め、同項第2号中「49,900円」を「45,600円」に改め、同項第3号中「49,900円」を「45,900円」に改め、同項に次の4号を加える。

- (10) 令第38号第1項第10号に掲げる者 126,500円
- (11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 139,800円
- (12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 153,100円
- (13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 159,800円

第2条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「19,900円」を「18,900円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「19,900円」を「18,900円」に、「33,300円」を「32,300円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「19,900円」を「18,900円」に、「46,600円」を「45,600円」に改める。

第4条第3項中「又は第8号ロ」を「、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロ」に、「令第38条第1項第1号から第8号まで」を「令第38条第1項第1号から第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の南幌町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

介護保険法施行令の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 22 号

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年南幌町条例第 21 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年南幌町条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名中「南幌町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第1条中「個人番号の利用」の次に「及び法第19条第11号に基づく特定個人情報の提供」を加える。

第2条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

（4） 個人番号利用事務 法第2条第10項に規定する個人番号利用事務をいう。

第2条中第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

（1） 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。

第2条に次の2号を加える。

（7） 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（8） 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第3条中「利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第4条第1項中「次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該機関が保有するものを利用して」を削り、同項中「利用事務」を「事務」に改め、同項中「第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情

報であつて当該執行機関が保有するものを利用して」を削り、「同表の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第2項本文中「利用事務を」を「事務を」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「、同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、「執行」を削り、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改め、同条第4項中「その他の」の次に「規程の」を加える。

第5条第1項中「規定による特定個人情報の提供」を「条例で定める特定個人情報を提供することができる場合」に、「ことにより行うもの」を「とき」に改め、同条第2項中「、その他」を「その他」に改める。

別表第1中「第4条」の次に「第1項」を加える。

別表第2中「第4条」の次に「第1項及び第2項」を加え、同表機関の項中「利用」を削る。

別表第3中「第5条」の次に「第1項」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本案を提案するものである。

議案第 23 号

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 26 年南幌町条例第 17 号）の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年南幌町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 24 号

南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例制定について

南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平
成 30 年南幌町条例第 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する
条例の一部を改正する条例

南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年南幌町条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第5条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第16条第30号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第2項中「際し、あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ご

との回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行う

こと。ただし、次のいずれにも該当する場合であつて、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第36条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の南幌町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（以下「新条例」という。）第25条第3項（新条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 25 号

南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関す
る条例の一部を改正する条例制定について

南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（平成26年南幌
町条例第11号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月6日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関す
る条例の一部を改正する条例

南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（平成26年南幌
町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者で
ある指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」
という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係
る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の
介護支援専門員を置かなければならない。

第5条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以
下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規
定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が
前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定に
より置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第
140条の66第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項
において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、
主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場
合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に
規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、
次に掲げる場合は、この限りでない。

（1） 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の
職務に従事する場合

（2） 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護
予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第6条第2項中「際し、あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」

を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあつては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第35条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第12条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、同条第4号中「規定」の次に「（第32条第29号の規定を除く。）」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第30条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4

号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第32条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第32条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条第2号の次に次の2号を加える。

- (2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号中イをエとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化が

あったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により町長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第35条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の南幌町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例(以下「新条例」という。)第23条第3項(新条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 26 号

南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例制定について

南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例（平成 25 年南幌町条例第 11 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例の一部を改正する条例

南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例（平成25年南幌町条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第3条の6第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第68条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第3条の20中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第3条の30第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第3条の37の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第3条の37の2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通

所介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定地域密着型通所介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催しなければならない。

第3条の38第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第3条の20第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「サービスをいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第25条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号と

し、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第25条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条の2中「第3条の37まで」を「第3条の37の2まで」に改める。

第46条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所若しくは」を「他の事業所、」に改める。

第57条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第62条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第66条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第68条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（重要事項の掲示に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の30第3項（新条例第43条の2及び第67条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定地域密着型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）
- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第3条の37の2（新条例第43条の2において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 27 号

南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例制定について

南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（平成 25 年南幌町条例第 12 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 6 日提出
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例の一部を改正する条例

南幌町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例（平成25年南幌町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第68条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号中「前条第2項に規定する」を「第39条第2項の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第13号を第15号とし、第10号から第12号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第1項ただし書中「同一敷地内にある他の事業所若しくは」を「他の事業所、」に改める。

第52条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第58条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った町長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第62条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第63条中「第36条から第39条まで」を「第36条から第39条の2まで」に改める。

第68条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処

理の用に供されるものをいう。) 」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(重要事項の掲示に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の南幌町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する条例(以下「新条例」という。)第32条第3項(新条例第63条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。
(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)
- 3 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第39条の2(新条例第63条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「開催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなければ」とする。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本案を提案するものである。

発議第1号

議員の派遣承認について

次のことについて、議員の派遣承認が必要なので議会の承認を求める。

記

- 1 目的 南幌町議会懇談会出席のため
- 2 期 日 自：令和6年4月1日
至：令和7年3月31日
- 3 場 所 南幌町
- 4 派遣人員 11名
- 5 経 費 予算の範囲内

令和6年3月6日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

発議第2号

議員の派遣承認について

次のことについて、議員の派遣承認が必要なので議会の承認を求める。

記

- | | | |
|---|------|------------------------|
| 1 | 目 的 | 北海道町村議会議長会主催議員研修会出席のため |
| 2 | 期 日 | 令和6年7月2日 |
| 3 | 場 所 | 札幌市 |
| 4 | 派遣人員 | 11名 |
| 5 | 経 費 | 予算の範囲内 |

令和6年3月6日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

発議第3号

議員の派遣承認について

次のことについて、議員の派遣承認が必要なので議会の承認を求める。

記

- 1 目的 北海道町村議会議長会主催議会広報研修会出席のため
- 2 期 日 令和6年8月20日
- 3 場 所 札幌市
- 4 派遣人員 6名
- 5 経 費 予算の範囲内

令和6年3月6日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

発議第4号

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務
調査について

このことについて、総務常任委員長、産業経済常任委員長、議会運営委員長より別紙のとおり所管事務調査について通知があったので、議会の承認を求める。

令和6年3月6日提出
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和6年2月28日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

総務常任委員長 熊 木 惠 子

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- 1 調査事項 総務常任委員会所管に関する事項
- 2 調査期間 自：令和6年4月1日
至：令和6年6月30日
- 3 経 費 予算の範囲内

令和6年2月28日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

産業経済常任委員長 石 川 康 弘

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- 1 調査事項 産業経済常任委員会所管に関する事項
- 2 調査期間 自：令和6年4月1日
至：令和6年6月30日
- 3 経 費 予算の範囲内

令和6年2月28日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

議会運営委員長 佐 藤 妙 子

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記

- 1 調査事項 議会運営委員会所管に関する事項
- 2 調査期間 自：令和6年4月1日
至：令和6年6月30日
- 3 経 費 予算の範囲内